

社会福祉法人清水あすなろ福祉会 役員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清水あすなろ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償等）

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、下記の通り費用を弁償することができる。

2 交通費の実費が下記の費用弁償額を超える場合は、旅費日当規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（1）理事及び評議員が会議等に出席した場合	2,000円
（2）監事が監査の実施又は会議等に出席した場合	5,000円

（改 廃）

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成30年 2月 9日から実施する。